

法釈〔2016〕19号

## 最高人民法院による

### 人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定

(2016年7月25日最高人民法院審判委員会第1689回会議にて可決、

2016年10月1日から施行)

審判公開の原則を徹底して実行し、人民法院のインターネット上での裁判文書の公開業務を規範化し、司法の公正を促進し、司法の公信力を高めるため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」などの関連規定に基づき、人民法院の活動の実情を踏まえ、本規定を制定する。

**第一条** 人民法院は、インターネット上に裁判文書を公開する場合、法により、全面的に、速やかに、適正に行わなければならない。

**第二条** 中国裁判文書ネットは、全国の法院が裁判文書を公開するための統一的なプラットフォームである。各級人民法院は、本院の政務ウェブサイト及び司法公開プラットフォームに中国裁判文書ネットのリンクを設定する。

**第三条** 人民法院が発行する次に掲げる裁判文書は、インターネット上に公開しなければならない。

- (一) 刑事、民事、行政判決書
- (二) 刑事、民事、行政、執行裁定書
- (三) 支払命令
- (四) 刑事、民事、行政、執行申立却下通知書
- (五) 国家賠償決定書
- (六) 強制医療決定書又は強制医療申立却下の決定書
- (七) 刑罰執行と変更決定書
- (八) 訴訟行為、執行行為の妨害に対して発行する拘置、過料決定書、拘置事前解除決定書、拘置、過料などの制裁決定を不服とする再議申立に対して発行する再議決定書
- (九) 行政調停調書、民事公益訴訟調停調書
- (十) 訴訟手続きを中止、終結させる効果又は当事者の実体上の権益に対する影響があり、当事者の手続き上の権益に対して重大な影響があるその他の裁判文書

**第四条** 人民法院が発行する裁判文書が次のいずれかの事由に該当する場合、インターネット上に公開しない。

- (一) 国家機密に係る場合
- (二) 未成年者の犯罪である場合
- (三) 調停によって事件が終結し又は人民調停合意の効力が確認された場合、ただし、国の利益、公共の利益、他人の合法的な権益の保護のために確かに公開する必要がある場合を除く。

(四) 離婚訴訟又は未成年の子女の扶養、監護に係る場合

(五) 人民法院がインターネット上に公開すべきでないとは判断するその他の事由

**第五条** 人民法院は、事件受理通知書、応訴通知書において、インターネット上に公開する裁判文書の範囲を当事者に告知し、かつ政務ウェブサイト、タッチスクリーン、訴訟の手引きなどの複数の方法を通じて、人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定を公衆に告知しなければならない。

**第六条** インターネット上に公開しない裁判文書は、事件番号、審理を行う法院、裁判日及び非公開の理由を公開しなければならない。ただし、上述の情報の公開により国家機密の漏えいの可能性がある場合を除く。

**第七条** 法的効力が生じた裁判文書は、裁判文書の発効日から 7 業務日以内にインターネット上に公開しなければならない。法により控訴又は上告を提起した一審判決書、裁定書は、二審判決の発効後 7 業務日以内にインターネット上に公開しなければならない。

**第八条** 人民法院は、インターネット上に裁判文書を公開する場合、次に掲げる者の氏名に対して匿名化処理を行わなければならない。

(一) 婚姻家庭、相続をめぐる紛争事件の当事者及びその法定代理人

(二) 刑事事件における被害者及びその法定代理人、付帯する民事訴訟の原告及びその法定代理人、証人、鑑定人

(三) 未成年者及びその法定代理人

**第九条** 本規定第八条に基づき匿名化処理を行う場合、次に掲げる事由に従い処理しなければならない。

(一) 姓を公開し、名は「某」で代替する。

(二) 少数民族の氏名は、1 文字目を公開し、それ以外の内容は「某」で代替する。

(三) 外国人、無国籍者の氏名の中国語訳は、1 文字目を公開し、それ以外の内容は「某」で代替する。外国人、無国籍者の英語の氏名は、1 文字目のアルファベットを公開し、それ以外の内容を削除する。

異なる氏名の匿名化処理後に重複が発生した場合、氏名の後にアラビア数字を追加して区分する。

**第十条** 人民法院は、インターネット上に裁判文書を公開する場合、次に掲げる情報を削除しなければならない。

(一) 自然人の自宅住所、連絡方法、身分証明書の番号、銀行の口座番号、健康状況、自動車登録番号、動産又は不動産の権利証番号などの個人情報

(二) 法人及びその他の組織の銀行の口座番号、自動車登録番号、動産又は不動産の権利証番号などの情報

(三) 営業秘密に係る情報

(四) 家庭の事情、人格上の権益などの紛争における個人のプライバシーに係る情報

(五) 技術的捜査措置に係る情報

(六) 人民法院が公開すべきでないと判断するその他の情報

本条第一項に基づく情報の削除が裁判文書の正確な理解に影響を及ぼす場合、「×」記号を用いて一部を代替する。

**第十一条** 人民法院は、インターネット上に裁判文書を公開する場合、当事者、法定代理人、任意代理人、弁護人に関する次に掲げる情報を公開しなければならない。

(一) 本規定第八条に基づき匿名化処理を行う場合を除き、当事者及びその法定代理人が自然人である場合、氏名、生年月日、性別、住所地の所在県、区を公開する。当事者及びその法定代理人が法人又はその他の組織である場合、名称、住所地、組織機構コード、及び法定代表人又は主な責任者の氏名、職務を公開する。

(二) 任意代理人、弁護人が弁護士又は末端法律サービス業務従事者である場合、氏名、登録番号及び法律事務所、末端法律サービス組織の名称を公開する。任意代理人、弁護人がその他の者である場合、氏名、生年月日、性別、住所地の所在県、区、及び当事者との関係を公開する。

**第十二条** 担当裁判官は、本規定第四条第五号に定めるインターネット上で公開すべきでない事由が裁判文書にあると考える場合、意見及び理由を書面で提出しなければならない。部署責任者は審査した後に、主管副院長に報告し、査定を仰がなければならない。

**第十三条** 最高人民法院は、全国の法院のインターネットによる裁判文書の公開について監督と指導を担当する。高級、中級人民法院は、管轄区内の法院のインターネットによる裁判文書の公開について、監督、指導を担当する。

各級人民法院の審判管理弁公室又は審判管理の職責を担うその他の組織は、当該法院のインターネットによる裁判文書の公開の管理業務を担当し、次に掲げる職責を遂行する。

- (一) インターネットによる裁判文書の公開の手配、指導
- (二) インターネットによる裁判文書の公開の監督、審査
- (三) 裁判文書の公開に対する公衆の苦情と意見の調整・処理
- (四) 技術部門との連携による技術支援と保証の実施
- (五) その他の関連管理業務

**第十四条** 各級人民法院は、情報技術を活用して裁判文書の公開を審判プロセス管理に組み入れ、裁判文書の公開の業務量を軽減し、裁判文書の速やかで、全面的で、簡便な公開を実現しなければならない。

**第十五条** インターネット上に公開された裁判文書は、本規定に従って技術的な処理が行われる場合を除き、裁判文書の原本と一致しなければならない。

人民法院は、裁判文書中の誤りを補正する場合、補正した裁定書を速やかにインターネット上に公開しなければならない。

担当裁判官は、インターネット上に公開された裁判文書と裁判文書の原本の間の一致性、及び技術的な処理の規範性に対して責任を負う。

**第十六条** インターネット上に公開された裁判文書が裁判文書の原本と一致しない又は技術的な処理が不当である場合、速やかに撤回し、かつ訂正後に再度公開しなければならない。

インターネット上に公開された裁判文書が、審査を経て本規定第四条に定める事由が存在する場合、速やかに撤回し、本規定第六条に従い処理しなければならない。

**第十七条** 人民法院情報技術サービスセンターは、中国裁判文書ネットの運営・保守とアップグレード・整備を担当し、社会各界が当該ウェブサイト上に公開された裁判文書を合法的に利用するために便宜を図る。

中国裁判文書ネットは、事件ごとに異なる審判手続きの事件番号を適用し、裁判文書の相互関連性を実現する。

**第十八条** 本規定は、2016年10月1日から実施する。最高人民法院が以前に公布した司法解釈と規範性文書が本規定と一致しない場合、本規定に準ずる。

出所：2016年8月31日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイト

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-25321.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。